

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則等
の一部を改正する規則

(天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成25年6月天理市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2第4項中「宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条まで」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条まで」に改める。

(天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(令和4年3月天理市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第3条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則(昭和49年6月天理市規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号備考第2項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。